激甚災害及び局地激甚災害指定基準

1. 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準 (昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

	(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)
激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
激甚法 5条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の42 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
激甚法6条(農林水産業共同利用施設災害 復旧事業費の補助の特例)	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得額 推定×100分の1.5であることにより激甚法8条 の措置が適用される激甚災害
激甚法8条(天災による被害農林漁業者等 に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額 ×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額 ×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数× 100分の3

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) >当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 ×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60 2 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額
激甚法12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業および第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。)×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合または激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17条、18条(私立学校施設災害復旧事業の補助等)、19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当 該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認め られる場合は除外
激甚法22条(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する被害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸 (B基準) (1) 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で200戸以上 2 その区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で400戸以上 2 その区域内の住宅戸数の20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の減失戸数は、被害 の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法24条(公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

2. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準(昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準)

局地激甚災害指定基準

適用すべき措置

(公共施設災害関係)

- (1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。)の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村(当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
- 1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の 市町村が当該災害によりその費用を負担するもの 及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外 の者が設置した施設に係るものについて激甚法2 章の措置
- 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された 公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費 に係る地方債について激甚法24条1項、3項およ び4項の措置

(農地、農業用施設等災害関係)

- (2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。)に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村(当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
- 1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する 当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置
- 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された 農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る 地方債について激甚法**24**条 2 項から第 4 項までの 措置

(林業災害関係)

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものといる。以下同じ。)が当該市町村に係るもの当該、(3) 年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍を超え(当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)、かつ、大火による災害に係る要復旧見込面積が当該市町村、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林市積(人工に係るものに限る。)のおおおれ25%を超える市町村が1以上ある災害。

左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森 林災害復旧事業に係る激甚法11条の2の措置

(中小企業施設災害関係)

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当 該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条および15 条の措置